

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成26年12月2日（火）

開 会（午前9時25分）

【議 事】

○議案第141号「所沢市国民健康保険税条例等の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

協委員 平成26年3月議会に提案された値上げと比べ、今回の値上げについて
は、どのような見解をお持ちか伺いたい。

及川国保年金 平成26年3月議会での提案は、資産割と平等割を廃止し、賦課方式を
課長 4方式から2方式に変更するということが多くあると
いうことがありました。今回の提案は4方式ですが、資産割税率を3ポイ
ント下げて27%、平等割額を1万7,000円から1万6,000円に
1,000円引き下げるということで減額になる世帯もありますが、仮に
資産割も平等割も現行のままとした場合には、全世帯が増額となります。

島田委員 国保加入者に占める非正規雇用の方について、どのように分析している
のか伺いたい。

及川国保年金
課長

国保加入世帯の職種等については、特に把握等はしていません。しかしながら、国保の制度上、昔は自営業の方が多くいましたが、今では失業された方、臨時的な職の方も増えているのではないかと分析しています。国が毎年実施している実態調査の中に世帯調査があり、保険者の規模によって対象を抽出するサンプリング調査を行っています。その中で農林水産業であるとか、自営業、被用者、年金生活者を含めた無職の方、その他という形で分類しており、被用者と年金生活者の割合がそれぞれ約30%を占めていますので、非正規雇用の方の構成割合はふえていると考えます。

島田委員

今や労働者の4割近くは非正規雇用で、若い人の非正規雇用もふえている。サンプリングや国の調査等を踏まえて、加入者の状態というのを調べていただきたい。また、国保ではジェネリックを推進しているが、そのことによって医療給付等がどれくらい抑えられたのか、抑制効果についても伺いたい。

及川国保年金
課長

これは平成25年度から推進を強化している事業ですが、平成25年度は約6,000万円の抑制効果があったと分析しています。今後については、毎年、利用率の目標値を5%ずつ上げていき、平成29年度末の利用率の目標値を70%に設定しています。

島田委員

現状の利用率は約50%ということか。

及川国保年金課長 平成26年3月診療分で申し上げますと50.47%、平成26年9月診療分で55.35%です。

平井委員 議案資料ナンバー1の92ページに保険給付費の推計が載っており、平成27年度が252億円、28年度が253億円、29年度が253億円ということで、3年間予算でもって吊り上げ、それに平均1.4%の伸び率を掛け、不足する税収が約4億8,000万円ということだが、決算を見ると平成23年度は227億3,400万円、24年度は230億5,000万円、25年度は233億8,300万円だった。平成26年度が237億円で、毎年3億円ずつしかふえていないのに、なぜ予算額に1.4%を掛けて14億円足りないとしたのか伺いたい。

及川国保年金課長 今回の推計については今年の7月頃に行ったものですが、その時点で平成26年度の実績を検証することはできないということがありますので、26年度の見込みとして計上させていただいております予算額を基に推計をしました。なお、保険給付費について、その推計に当たりましては単純に過去の平均の伸び率を乗じて推計額を算出したということではなく、療養給付費、療養費、高額療養費、審査委託料、葬祭費、出産育児一時金等について、それぞれの項目に応じて1人当たりの医療費などから積算したものです。その内容ですが、療養給付費については、0歳から64歳ま

での一般被保険者、65歳から74歳までの前期高齢者、退職被保険者等に分けて推計しています。また、療養費については、基本的に償還払い制度であることや、その大半を占める柔道整復等の施術において、高齢者の慢性的な疾患は対象外であるということがあり、高額療養費については、高度医療や重篤な症状が対象となっていますので、年齢階層で個別に推計する必要は低いと判断し、療養費、高額療養費については平均的な伸び率を考慮して推計しました。ちなみに、保険給付費の平成21年度から25年度までの伸び率は、平均で3.15%になります。

平井委員

実績に基づかず予測で計算し、14億円足りないというのは納得いかない。実際には約3億円の増で済むものを、実績に基づかない計算をするから、平成26年度の当初予算でも12億円も多く見積もられ、ものすごい負担増になって、9割の方が値上げという構図になってしまう。なぜ、実績に基づかないで推測で推計をするのか。

及川国保年金
課長

推計については、実績の伸び率に従って推計をしています。基準となるものに平成25年度の決算額を使うべきではないかということだと思いますが、推計をした時点では、平成26年度の見込みとしては26年度の予算の額を見込んでおりますことから、26年度の予算額をベースとして積算するのがよいのではないかと判断しています。

協委員 国民健康保険運営協議会でも、決算ではなく平成26年度の見込みによる数値で判断を求め、答申を出していただいたということか。

及川国保年金課長 保険給付費について、1人当たりの医療費の伸び率は実績から割り出していますし、伸び率や全体的な推計についても、それぞれの項目ごとに伸び率等を計算して積算しています。

協委員 議案資料ナンバー1の86ページに各所得階層別世帯状況表があるが、どこからどこまでが中間層に当たるのか示していただきたい。

及川国保年金課長 86ページの表で申し上げますと、500万円以下から600万円以下までの範囲になります。

平井委員 値上げになるのが一番多い層は、総所得でどの辺に当たるのか伺いたい。

及川国保年金課長 それについては、計算をしておりません。

平井委員 議案資料ナンバー1の87ページの税額増減額別世帯状況表は、どう見ればよいのか。

<p>及川国保年金 課長</p>	<p>こちらは、増額となる世帯と減額となる世帯数を表した表です。</p>
<p>平井委員</p>	<p>所得が少ない方の層で値上がり幅が高いのは、1万円から1万9,900円増額となる1万408世帯ということか。</p>
<p>及川国保年金 課長</p>	<p>どの所得層の世帯で増額となる世帯が多いのかということについては計算をしておりますが、86ページの表では固定資産をお持ちの方、持っていない方によって違いはあります。固定資産をお持ちの世帯で400万円以下までは、資産割によって減額になる世帯があります。増額については、600万円から700万円以下の世帯が固定資産の有無にかかわらず、平均で7万5,636円の増額となっており、この辺の世帯に負担が多いのではないかと考えています。</p>
<p>協委員</p>	<p>総所得に対して、従前、負担率が何%で今度は何%ということが、この表からは読み取れないと思われるが、そういう数字は資料の中にあるのか伺いたい。</p>
<p>及川国保年金 課長</p>	<p>この表ではその辺は読み取れないと思いますが、議案資料ナンバー1の88ページから90ページに、モデル世帯として所得の階層別に増額とな</p>

る額が示された表があります。88ページの所得額500万円で1人世帯の場合、所得額に占める税率改正後の税額の割合は、10.9%となります。

平井委員

直近で、国保の加入者と滞納者は何人ぐらいいるのか伺いたい。

及川国保年金
課長

こちらは収税課の所管になりますが、滞納世帯は平成25年度末時点で1万1,778世帯で、加入世帯は平成26年6月末時点で5万7,242世帯です。

平井委員

5万7,242世帯中、1万1,778世帯が滞納しているということか。

及川国保年金
課長

滞納世帯は平成25年度末時点のものであり、それから数字も動いておりますので、一概には言えません。

吉村委員

滞納の定義について伺いたい。

及川国保年金
課長

現年の納期がすべて終わり5月の出納閉鎖を終えた時点で、現年分の未納者が滞納者という扱いになります。

吉村委員	資料の 86 ページには総所得、88 ページから 90 ページには所得額と書いてあるが、これは同じものなのか伺いたい。
及川国保年金課長	同じものです。
吉村委員	収入から必要経費を控除した額ということか。
及川国保年金課長	おっしゃるとおりです。
吉村委員	資産割税率を 30% から 3% 下げたということは、4 方式から 2 方式に向かっているという方向性を感じるが、なだらかに 2 方式に向けていくというような方針があるのか伺いたい。また、今後、こういった形でやっていくのか、あるいは具体的に計画を立てて 2 方式に向かっていくのか、その辺の考え方について伺いたい。
及川国保年金課長	将来的には 2 方式という考えに変わりはありませんが、一括で 2 方式に変えるのか、それとも段階的に変えていくのか等、今の時点では具体的に考えておりません。その辺については、ここで税率改正をご承認いただいた後に、平成 27 年度の実績、状況等を踏まえ検討させていただきたいと

考えています。

吉村委員

平成26年3月の時には、応能と応益の割合にも変更を加えていたが、今回はその辺については、あまり手をつけていないということか。

及川国保年金
課長

おっしゃるとおりです。

島田委員

不納欠損額について伺いたい。

及川国保年金
課長

平成25年度実績で、5億609万4,702円です。

島田委員

加入世帯5万7,242世帯のうち1万1,778世帯が滞納ということで、多くの世帯が払えずにいる。払える人からしか取れていない状況で税率を上げても、結局、払える人が厳しくなっていく。果たして上げればよいのか、下げてみんなが払えるようにした方がよいのか、その辺について、どのように考えているのか伺いたい。

及川国保年金
課長

その辺については、難しいものがあります。国保会計を運営していく以上は、歳出があつて歳入があるということもあります。歳入の中にも、国

あるいは県から交付金をいただいたり、共同事業の交付金をいただいたりしていますが、どうしても不足する部分がありますので、その辺は税で補うということもあります。保険給付費は国庫からいただく分、あるいは県で補填する分というのがあり、それと税で賄わなければならないということになっています。その内訳ですが、国庫あるいは県から50%、税負担を求める分については共同事業の交付金等を含めまして50%と割合が定められておりますので、このことから税率を上げざるを得ないと考えております。ただ、収納の部分につきましても、少しでも税収が上がるように努力していきたいと考えております。

平井委員

国庫負担を引き上げるよう国に意見書をあげた方がいいと思うが、そういったことはしているのか。

及川国保年金
課長

機会があるごとに要望としてあげております。

協委員

所沢市は1人当たりの法定外繰入の額が低いと思うが、県内他市の状況はどうなのか伺いたい。

及川国保年金
課長

他市の平成25年度の1人当たりの法定外繰入金の状況ですが、川越市が1万3,976円、越谷市が6,297円、川口市が1万8,131円

です。なお、所沢市は平成25年度決算で7,160円ですが、このほかに平成26年度から繰上充用しておりますので、こちらも法定外繰入金という扱いになります。

安田委員

保険給付費の推計について、伸び率は過去どれぐらいの年数を反映させているのか。それと、今回平成26年度の予算額も参考にしたということだが、それは平成26年度だけの推計なのか、それとも過去も参考にしているのか伺いたい。

及川国保年金
課長

平成26年度の予算については、昨年、税率等の見直しということで推計をした時点で、過去5年間の伸び率を見て推計したという経緯があります。26年度の予算については、過去3年間の伸び率を見て予算額を見込み計上いたしました。ただ、26年度予算を組む時に25年度の実績等については判明していない状況でしたので、25年度の伸び率も24年度と同様に推移するということは推測できませんでしたが、推計時には25年度の決算も出て、24年度と25年度の伸び率が以前に比べると緩やかになっていますので、実情に合わせて推計をする必要があるのではないかと考えました。そのようなことから、23年度から25年度までの1人当たりの医療費の伸び率を出して、26年度の予算額に乗じたということです。

安田委員 項目ごとに細かく算出したということであったが、それは今まではやっ
ていなくて今回からの算定方法ということか。

及川国保年金 平成26年3月議会に改正案として出させていただいたときも、同じよ
課長 うに推計しております。ただ、そのときは過去5年間の伸び率を使いまし
た。

安田委員 今回の推計については、国民健康保険運営協議会でしっかり議論され、
今回提案されたということか。

及川国保年金 推計の内容についても、国民健康保険運営協議会で説明をさせていただ
課長 き、今回答申をいただいております。

安田委員 今回の推計は、自信を持って最善の方法で出しているということか。

及川国保年金 推計をするときに、いろいろな状況を含めて推計しておりますので、自
課長 信を持っています。

安田委員 今回の値上げは、平成22年度の時よりは上がってはいないという答弁
があつたが、そのとおりなのか伺いたい。

及川国保年金
課長 平成23年度に引き下げをする前の平成22年度の税率等で申し上げますと、所得割については7.3%でしたが今回の改正案は7.2%で、0.1ポイント低くなっています。資産割についても30%でしたが今回の改正案は27%で、3ポイント低くなっています。均等割についても1万1,000円でしたが今回の改正案は1万500円で、500円引き下げられています。平等割についても、1万7,000円でしたが今回の改正案は1万6,000円で、1,000円引き下げられています。

安田委員 超えていないという理解でよろしいか。

及川国保年金
課長 先程申し上げた税率等については、超えていません。賦課限度額について、医療給付費分は47万円でしたが、平成23年度に税率等を引き下げる際に、賦課限度額を50万円に引き上げ、今回51万円に引き上げさせていただきました。医療給付費分のほかに、後期高齢者支援金分についても12万円だったものが今回16万円、介護納付金についても9万円だったものが今回14万円ということで、それぞれ賦課限度額を引き上げさせていただきました。

吉村委員 法定限度額まで引き上げないと、国や県から指導等があるのか。

及川国保年金 限度額につきましては、県の広域化等支援方針の中で法定限度額まで引

課長 き上げるということが定められており、法定限度額まで賦課していなければ指導が入り、交付金が減額される可能性があります。

協委員 それは、いくつかある項目のうちの1つであり、必ずそれが対象になるわけではないという理解でよろしいか。

及川国保年金課長 おっしゃるとおりですが、今年度、県の指導助言を受けました。調整交付金の判定項目の中に、指導助言で指導事項が2項目以内であれば丸で、それ以上であればバツという項目があります。その指導助言の中でも、それが指導事項になってしまいますと、指導項目がふえてしまいますので、その辺でも該当しなくなってしまう可能性はあります。

安田委員 第2市民ギャラリーの売却代金等を入れると、1人当たりの繰入金はいくらになるのか。

及川国保年金課長 1人当たりの繰入金は、9,460円になります。

青木委員 平成27年4月1日から施行ということだが、3年間で収納率が上がった、または国からの交付金が増額になったなど、予定外のお金が入ってきた場合に税率の変更はあり得るのか。

及川国保年金課長 今回の推計、税率等については、3年間ということで見込み税率等を定めておりますが、その間に税収増や国の交付金等が増額になれば、その額や歳入歳出の状況を判断し、途中で変更することは可能かと思えます。

【質疑終結】

【意見】

吉村委員 所沢市議会公明党を代表して、議案第141号に賛成の立場から意見を申し上げます。今回の税率改正については、やむを得ないものと考えております。今後の収納率の向上とジェネリック医薬品の利用、予防対策に力を入れていただきたいということを求めまして賛成といたします。

島田委員 民主ネットリベラルの会を代表して、議案第141号に賛成の立場から意見を申し上げます。詳しくは討論で申し上げたいと思えます。

平井代表 日本共産党所沢市議団を代表して、議案第141号に反対の立場から意見を申し上げます。国民健康保険税の改定案については、平成26年3月議会において反対多数で否決され一旦引っ込めたものを、12月にまた内容を変えてさらに値上げ幅を大きくして出したことに非常に驚いております。しかしながら、今回の資料を見ると、非常に詳しく載っていて職員の皆様のご努力も感じましたし、国が国庫補助金を減らしたことにより地方自治体が苦しんでいることは重々理解をしているつもりです。しかし、

今回の質疑でわかったことですが、平成25年度、24年度、23年度、22年度のそれぞれの決算額で見ますと、毎年度3億円しかふえていないのに、今回の給付費の計算では、24年度当初と26年度当初を比較して12億円多く見込んでいたということで、きちんと決算額で計算をすればこんなに値上げをしなくても済み、むしろ値下げできるぐらいのお金が見込めたことを指摘しておきたいと思います。また、加入世帯5万7,242世帯のうち滞納世帯が1万1,778世帯ということは、多くの世帯が高すぎる国民健康保険税を払えない状況にあることから、今後、国民健康保険税の値上げの際は、皆さんが払えるような形にするということも頭に入れて周知をすることと、国に対しても国庫補助金をふやすよう働きかけ、地方自治体が本当に苦しまないようにしていくことを求めて、反対の意見といたします。

安田委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。推計についての議論がなされましたが、保険給付費などは直近の実情に合わせて項目ごとに年齢別、階層別など様々な要素を勘案して算出されたとのことでした。また、国民健康保険運営協議会において、多くの議論を積み重ねた結果提出されたものであり、的確な推計をしていると判断しました。そして、平成27年度からの3年間で不足する平均約14億円を補うことを大前提として、将来的には賦課方式の2方式化への移行を目指しつつも、4方式のままで税率等の設定が行われています。そして、一般

会計からの法定外繰入についても、平成25年度当初の繰入額7億円から5,000万円を増額し7億5,000万円としており、加えて第2市民ギャラリーの売払収入、約5億2,800万円をすべて国保会計に投入し、平成27年度からの3年間で年平均、約1億7,000万円を国保会計に充てることで、約9億2,000万円が一般会計より繰入れられることとなり、以前から目安とされていましたが加入者1人当たり1万円に近い9,460円となります。また、今回の税率等については、平成23年度に引き下げを行う前の平成22年度の税率等を上限としており、限度額を除く課税項目すべてにおいて下回るなど、被保険者全体の税負担のバランスについても配慮がなされていると判断しました。今後も持続可能な国民健康保険運営を行うためにも、ジェネリック医薬品の利用促進、特定健康診査及び保健指導の促進、疾病予防の推進等、医療費の抑制に更なる努力をお願いして、議案第141号について賛成いたします。

協委員

議案第141号について、反対の立場から意見を申し上げます。給付費の推計に関しては、予算額の推計を基にして算出したという説明がありましたが、国民健康保険運営協議会の中でもっと決算の数字をしっかりと出して検討すべきであったと思います。今回の国民健康保険運営協議会は、前回に比べ積極的な発言もありましたが、決算の数字の見方についてやらなければ、正確な判断はできないという印象を持ちました。今回の条例案は、低所得者への軽減がありますが約90%の世帯は増税になりますし、平成

22年度の額が受忍限度だという説明がありましたが、その当時は賦課限度額も47万円で介護納付金や後期高齢者の限度額も12万円と低く、消費税増税などで平成22年と状況が変わっている中で、それを限度額としてみることに納得できません。平成26年3月議会で議決した結果を年度末にきちんと見て、それから考えるべきであると思います。疾病予防や健康事業については、もっと取り組める余地がありますし、ジェネリックに加えて診療の中で出される薬剤費についても、かなり検討する余地があると思っています。高齢者の方の調剤の内容なども、精査していく中で改善できることもたくさんあると思います。今回反対する主な理由は、平成26年3月議会で議決して、まだその決算も見ていないのに改正案が出されることに対して納得できないことや、この増税によってさらに滞納せざるを得ない世帯がふえていくことから、もっと納税しやすい政策をとるべきであるという2つの理由から反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第141号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時45分）

再 開（午前10時55分）

○議案第132号「平成26年度所沢市国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第132号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分（市民部）

【補足説明】なし

【質 疑】

青木委員

建設当時に、なぜ洋式トイレを作らなかったのか伺いたい。

市川コミュニ

20年以上前の話ですので、その当時は和式トイレの方が好まれていた

ティ推進課長

というようなこともあったのではないかと思います。現状、和式トイレだけではなく洋式トイレもありますが、比較しますと和式トイレの割合が高いということであります。

青木委員

来年も工事を行うということだが、1回で全部行う考えはなかったのか。

市川コミュニ

平成26年度に加えて平成27年度も引き続き改良工事を予定しておりますが、その理由としては工期の問題があります。今年度予定している中ホール1階部分については、2週間程度の工期を予定しております。一方、来年度予定しております中ホール2階、大ホール1階については、便器の数も多く、大規模な工事では技術的な要素も絡むことから、工期については40日程度かかる見込みです。そうした中で、今回補正予算でお願い

する1番大きな理由としては、今年の初めに、和式トイレを使用中に立ち上がれなくなってしまった方がいらっしゃいましたので、速やかにこうした事態を改善すべく補正予算をお願いするものです。今年度は、施設の定期的なメンテナンスのために休館する期間を充てることで工期が確保できる中ホール1階のみを補正予算でお願いし、来年度については40日間施設を使用しない状態で工期を確保しなければならないことから、十分な告知期間を設けた上で実施する予定であります。

吉村委員

工事するのは全部女性トイレだが、男性トイレは半分ぐらいが洋式トイレになっているということか。

市川コミュニティ推進課長

おっしゃるとおりです。

【議案第130号 市民部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時1分）

再 開（午前11時2分）

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分（環境クリーン部）

【補足説明】なし

【質 疑】

吉村委員

市内には何カ所充電器が設置されているのか。また、県内の充電設備の設置状況についても伺いたい。

大館環境総務
課長

県内の充電インフラの整備状況ですが、1,211基の計画のうち現在整備されているものが331基で、進捗率は27%です。また、本市における充電器の整備状況ですが、市で設置するものを含め全体で13カ所あります。市設置分を含めまして急速充電器が7基、普通充電器が13基となっております。

島田委員

この事業は、どこかから補助金が出ているのか。

大館環境総務
課長

設置工事費については、国庫から3分の2の補助があり、残りの3分の1については国内自動車メーカー4社が設立した合同会社日本充電サービスから設置補助がありますので、ほぼ100%設置に関わる費用を助成していただいております。維持管理費につきましても、急速充電器が年間約40万円、普通充電器が年間8万5,000円の限度額をもって、助成

されるということで、今回費用のほとんどが日本充電サービスから補助されるといった内容になっております。

【議案第130号 環境クリーン部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時6分）

再 開（午前11時7分）

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分（産業経済部）

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

和ヶ原商店街は、フラワーヒルに出張してどういったものを販売するのか、具体的に伺いたい。

植村商業観光

担当参事

概要としては、和ヶ原商店街の商品を車に積んで持って行き、フラワーヒルで閉店してしまったスーパーマーケットの前の軒先を借りて、そこに机を出して商品を並べ、和ヶ原商店街の方とフラワーヒルの住民ボランティアスタッフにお手伝いをしていただきながら販売をするものです。商品につきましては、生鮮3品等の食料品のほかに生活雑貨等になるかと思いますが、どういう商品が必要かフラワーヒルの自治会の方と話し合いをしていると聞いております。

平井委員

商店主の方と自分の店はこういった商品を出せるということで契約する方法か、それともスーパーマーケットに一括してお願いするのか。

植村商業観光

担当参事

商店街として取り組みますので、商店街のいろいろな店の商品を集める方向になると思います。

安田委員	売り上げの報告はあるのか。
植村商業観光 担当参事	魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱に基づき、最後に補助金額を確定するために、提出していただきます。
安田委員	利益は全部商店に入るのか。
植村商業観光 担当参事	商店街としてお金を負担して各商店から仕入れ行うのか、また委託販売にするのかなど、今、その仕組みを商店街で決めております。
安田委員	報告先はどこになるのか。
植村商業観光 担当参事	この取り組みの結果は、和ヶ原商店街として市に報告していただきます。
安田委員	その報告は、市民にはどういった形で公開されるのか。
植村商業観光 担当参事	魅力ある商店街創出支援事業補助金は、他にも各商店街で行われるイベントや整備事業などに使われておりますので、交付した補助金の総額という形で決算書に報告されます。一つひとつの事業内容については、必要に

	<p>応じて資料としてお出しすることになるかと思います。</p>
安田委員	<p>売り上げの総額や効果などは、どこかに公開されるのか。</p>
植村商業観光 担当参事	<p>今のところ、そこまでは決めておりません。</p>
吉村委員	<p>今回の事業費は、具体的にはどういったものに使われるのか。</p>
植村商業観光 担当参事	<p>事業費の内訳としては商品ケース、机、イス、簡易テント、ガソリン代や消耗品費ですとか、商店街で人を雇うことになりますので、その人件費といったものが含まれております。</p>
吉村委員	<p>車は買うのか。</p>
植村商業観光 担当参事	<p>今回、和ヶ原商店街では、商店街まちづくり事業という国の補助事業を使って車を買います。国の補助金は、車の購入費の3分の2である177万8,000円で商店街に直接交付されます。市の補助は、総事業費420万9,000円から177万8,000円を差し引いた残額に対して、魅力ある商店街創出支援事業補助金の補助率2分の1を掛けた121万5,000円となります。</p>

吉村委員 市の補助である121万5,000円の中には、車の購入費も含まれて
いるということか。

植村商業観光 車の購入費については、国が3分の2を補助していますので、残りの3
担当参事 分の1を補助対象として121万5,000円の中に入れております。

島田委員 補助金をもらうのに当たって、この事業を最低でも何年やらなければな
らないといったことはあるのか。

植村商業観光 そのような規定はありませんが、途中でやめてしまいますと備品などは
担当参事 財産の処分制限が補助金交付要綱に規定しており、補助金を返還して
いただくことにもなりますので、長く続けていただきたいと思います。

近藤委員 今後、住民から要望があった場合、他の地区にも拡大する予定はあるの
か。

植村商業観光 和ヶ原商店街としても1カ所だけでは効率が悪いということから、フラ
担当参事 ワーヒルでの販売が実現した後は、他地区にも広げていきたいという話
は伺っております。

青木委員	総事業費に占める人件費はいくらか。
植村商業観光 担当参事	和ヶ原商店街からの内訳では、総事業費420万9,000円のうち38万4,000円を人件費として充てる予定です。
青木委員	この人件費は誰に支払われるのか。
植村商業観光 担当参事	商店街の方が販売に行くときに、お手伝いしていただく方をお願いしますので、その方にお支払いいたします。
青木委員	商店街の方がすべて行うのではなくて、お手伝いしてくれる人を雇うということか。
植村商業観光 担当参事	商店街の方も行きますが、自分のお店がありいつも行けるわけではありませので、人を雇う計画でおります。
青木委員	商店街で人を募集して雇うということか。
植村商業観光 担当参事	そういうことになると思います。

青木委員 補助金をもらうからには、ある程度自分たちの頑張りも見せていただきたいと思うが、いかがか。

植村商業観光
担当参事 この事業で収益を上げるのは、以前行われた野菜の引き売り事業の結果を見てもなかなか厳しいものがあると思っておりますが、それでも困っている地域のために和ヶ原商店街が行っていただけるということなので、市としてもこの事業は補助金が必要と考えました。収益が上がった場合には、補助要綱では収益を差し引いて補助金の申請をすることとありますので、実際の補助金額は低くなります。

安田委員 民間の移動式のお店を開いている方に対しては、どのように説明するのか。

植村商業観光
担当参事 今回は、商店街の活性化支援の視点で行っており、そこに買い物弱者対策がうまくマッチングしたものと考えております。個人でやっていらっしゃる方との話になりますと、買い物弱者対策のほかに、福祉の視点や地域コミュニティといった課題もあるかと思っておりますので、今の段階では特に考えておりません。

安田委員 その方は、商店街を通してなら同じように補助金が出るということか。

植村商業観光 担当参事	商店街として活動できるかが基準になります。個人のお店に補助するわけではありません。
安田委員	商店街に関する規定はあるのか。
植村商業観光 担当参事	規定を設けまして、商店街として認定されたところを補助金対象としております。
近藤委員	どういった規定を設け認定しているのか。
植村商業観光 担当参事	魅力ある商店街創出支援事業で規定しておりますが、商店街振興組合法や中小企業等協同組合法に基づいて設立された団体、またはおおむね10店舗以上の商店で構成され、規約等を定めた団体をつくって申請していたければ対象となります。
島田委員	中小企業の賃金上昇などの処遇改善を図るとあるが、どのように行うのか伺いたい。
畑中産業振興 課長	この事業は所沢商工会議所に委託し、商工会議所が参加企業を募集します。その際に、これだけの賃金上昇を目指して取り組むものと条件をつけて募集し、参加される事業者につきましては、当然それを目標にする

ということと、そこを目指して頑張ると宣言をしていただくことで、モチベーションを高めて取り組んでいくこととなります。

島田委員

達成できなかった場合は、どうなるのか。

畑中産業振興
課長

結果的に目標を達成できなくても、ペナルティはありません。

平井委員

ものづくり企業販路拡大支援事業について、販路拡大のための展示会出展支援とあるが、展示会はどこで行われるのか。

畑中産業振興
課長

東京ビッグサイトやさいたまスーパーアリーナなどで開かれる大規模な展示商談会に出展するという事です。

平井委員

中小企業経営力強化支援事業について、経営改善・経営革新のための専門家派遣とあるが、一定期間、20事業所に人を派遣してアドバイスをするという事か。

畑中産業振興
課長

一定期間というよりも、委託先である商工会議所でいくつかコースを作り、その中で必要な回数を設けていくことになろうかと思えます。

【議案第130号 当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時30分）

（説明員交代）

再 開（午前11時32分）

○議案第130号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第8号）」

当委員会所管部分

【意見】 な し

【採決】

議案第130号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり
可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時35分）